

議案第98号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の期末手当の支給割合を引き下げるため改正する。

[内 容]

- 1 一般の職員に係る期末手当の支給割合の引下げ（改正条例第1条及び第2条関係）

一般の職員に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。

（第19条関係）

区 分		現 行	令和3年度	令和4年度以降
再任用職員 以外の職員	6月期	100分の127.5		100分の120
	12月期	100分の127.5	100分の112.5	100分の120
再任用職員	6月期	100分の72.5		100分の67.5
	12月期	100分の72.5	100分の62.5	100分の67.5

- 2 特定任期付職員に係る期末手当の支給割合の引下げ（改正条例第3条及び第4条関係）

特定任期付職員に係る期末手当の支給割合を次のように引き下げることとする。

（第8条関係）

区 分	現 行	令和3年度	令和4年度以降
6月期	100分の167.5		100分の162.5
12月期	100分の167.5	100分の157.5	100分の162.5

[適 用]

- 1 令和3年度の支給に係る期末手当の支給割合の引下げ
公布の日
- 2 令和4年度以降の支給に係る期末手当の支給割合の改定
令和4年4月1日